

川崎医科大学オープンアクセスポリシー

令和7年4月1日 制定

(趣旨)

1. 川崎医科大学（以下「本学」という。）は、本学に在籍する教職員によって得られた学術研究成果を広く公開することにより、学術研究の発展に寄与すること、またその成果を社会に還元することで、地域および社会に貢献することを目的として、川崎医科大学オープンアクセスポリシー（以下「本ポリシー」という。）を以下に定める。

(学術研究成果の公開)

2. 本学は、川崎医学会、出版社、学協会等が発行した学術雑誌等により公表された教職員の学術研究成果を川崎医科大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）、又は著者が選択する方法によって公開する。ただし、学術研究成果の著作権は本学には移転しない。

(適用の除外)

3. 著作権等のやむを得ない理由により公開が不適切である場合、本学は当該学術研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

4. 本ポリシー制定以前に発表された学術研究成果や本ポリシーと相反する内容の契約を締結した学術研究成果については、本ポリシーを適用しない。

(学術研究成果の提供)

5. 教職員は、リポジトリへの登録により公開する場合、学術研究成果が掲載された学術雑誌等の規程によりリポジトリ登録が許諾される適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録・公開、公開後のデータ利用等、リポジトリに関する事項は、川崎医科大学学術機関リポジトリ運用指針に基づき取り扱う。

(その他)

6. 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関する必要な事項は、関係者間で協議して定める。

(施行日)

7. 本ポリシーは、令和7年4月1日より施行する。